

都市・地域再生等利用区域指定要望書

令和4年11月1日

神奈川県知事 殿

所在地 厚木市中町3丁目17番17号
名称 神奈川県厚木市
代表者 厚木市長 小林 常良



下記のとおり、河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日付建設省河政発第67号建設事務次官通知）第22第1項に規定される都市・地域再生等利用区域の指定を要望します。

記

1 河川の名称

一級河川相模川（相模川水系）、一級河川小鮎川（相模川水系）

2 場所

相模川三川合流点地区（神奈川県厚木市厚木2348）※添付図面のとおり

3 利用計画の概要（河川敷地の適正な利用）

対象区域は、全体が相模川の河川区域内となっており、相模川、中津川、小鮎川の三本の一級河川が合流する特徴的な地形が形成する雄大な自然と近代的な街並みを臨むロケーションが魅力となっています。

また、対象区域は、本市における自然豊かな水辺空間の憩いの場として市民に愛され、多様な活動の場として広く親しまれてきました。

本市は、「相模川水辺ふれあい拠点創出事業（以下、本事業という。）」として、この貴重な資源である水辺空間を、民間活力導入によって魅力的かつ良好なものとし、地域住民を始めとした利用者が、憩い、楽しみ、活動することにより、水辺の良さを実感し、河川に親しみを覚え、新たな河川の楽しみ方を発見し、ひいては河川保全活動に関わるような機運を醸成することを目的に、「相模川水辺ふれあい拠点」の整備を検討しています。

なお、次のような施設において、民間事業者が事業を実施することを想定しています。

（施設の占用主体は本市を想定）

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

4 他の者の利用との調整、景観及び環境との調整等

対象区域では、現在複数の占用許可のもと、本市のスポーツ施設として供用されているほか、本市最大のイベントである「あつぎ鮎まつり」や「厚木観光桜まつり」を始めとした地元の主要イベント会場としても利用されるなど、地域の活動の場として機能しています。

さらに、本市を代表する桜の名所として、春は多くの花見客でにぎわうほか、春から秋にかけてはバーベキューや鮎釣りを楽しむ人で賑わい、河川敷ならではのコンテンツを楽しめる場所として親しまれています。

本事業では、対象区域のメイン利用者について、地元住民を始めとした厚木市民及び近隣市町村の住民と位置付けており、これらの利用者が快適に過ごせることに重点を置いています。対象区域への入場そのものについて、恒常的に有料にすることはなく、鮎釣りや散歩など、誰でも自由に入出入りが可能です（あつぎ鮎まつりなどのイベント実施時の部分的及び一時的な有料利用は除く。）。

また、民間事業者の事業実施によって、現在対象区域で行われている地域活動及びイベントの実施が妨げられることがないように、民間事業者が協力できる仕組みを構築します。

民間事業者の営業活動にあっては、河川空間の景観及び環境に悪影響を及ぼさないよう施設配置等に配慮するとともに、ごみや汚水の処理等が確実かつ適切に行われる計画とします。

なお、民間事業者が対象区域で実施する営業活動によって得られる利益の一部については、良好な河川空間の維持管理及び創出に資する目的で活用します。

5 地域の合意等

本事業に係る地域合意については、河川利用調整協議会を活用します。協議会の概要は次のとおりです。

(1) 設置目的

一級河川相模川、中津川、小鮎川の三川が合流する河川敷地（相模川三川合流点地区）における、都市及び地域の再生等のために利用する施設について、地域住民・民間の創意工夫等を最大限活かし、地域の活性化に資する空間として活用するため、施設の整備及び運営内容に対し、地域の合意を図ることを目的とする。

(2) 協議会の構成員

厚木北地区自治会連絡協議会（会長、副会長、近隣自治会長）
厚木市観光協会 専務理事兼事務局長
厚木市商店会連合会 会長
厚木商工会議所青年部 会長
厚木商工会議所女性会 副会長
厚木観光漁業協同組合 代表理事組合長
相模川第二漁業協同組合 代表理事組合長
厚木市食肉組合 理事長

厚木市子ども会育成連絡協議会 会長
厚木市産業振興部長
厚木市都市整備部長
オブザーバー
神奈川県県土整備局河川下水道部河港課長
神奈川県厚木土木事務所長

(3) 主な協議事項

- ア 地域住民及び民間事業者が発想する、自由で新しい河川利活用案の実現など試行的取組に関する事。
- イ 本事業の整備及び運営の内容・仕組みに関する事。
- ウ 地域住民及び民間事業者における対象区域での活動支援及び河川景観の向上等の推進に関する事。
- エ その他、本事業の活性化に係る事項の検討に関する事。

(4) 協議会の開催

協議会は、令和4年度中において、全2回の開催とする。

(5) 協議内容

参考として、協議会における議事要旨を添付する。(添付資料(6)のとおり)

また、本事業について地域の合意を得たことを証するものとして、同意書を添付する。(添付資料(7)のとおり)

6 添付図面及び添付資料

- (1) 都市・地域利用区域平面図
- (2) 全体位置図
- (3) 本事業地位置図
- (4) 現況平面図及び写真
- (5) 河川利活用ゾーニング計画図
- (6) 相模川三川合流点地区利用調整協議会第1回会議 議事要旨
- (7) 相模川三川合流点地区利用調整協議会同意書
- (8) スケジュール (案)

以上